平成２４年（フ）第２６７３号
北海道北広島市共栄町２丁目５番地１
債務者　谷　　俊明
１　決定年月日時　平成24年11月30日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　縄野　　歩
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月１日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１０号
北海道空知郡南幌町栄町４丁目２番17―102号
債務者　柏谷　弘美
１　決定年月日時　平成24年12月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小野田充宏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月１日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第１０２号
長野県茅野市湖東7205番地５
債務者　水橋　貴志
１　決定年月日時　平成24年12月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　義彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月１日午後４時
５　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第３０９号
群馬県前橋市駒形町821番地184　ハイツリラ103号
債務者　冨田　紀子
１　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小暮　俊子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月25日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成25年２月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２１５３号
札幌市北区新川３条12丁目２番22―203号
債務者　八田　康督
１　決定年月日時　平成24年11月30日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　冨岡　俊介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月４日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９５号
香川県高松市太田上町658番地３　市営住宅太田上町団地３棟103号室
債務者　齋藤　幸夫
１　決定年月日時　平成24年12月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松村聡一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月14日午後１時50分
５　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第５８３号
静岡県榛原郡吉田町川尻3138番地の５　松原団地６－２
債務者　田中　榮惠
１　決定年月日時　平成24年12月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　古澤　一樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月12日午前11時
５　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１１１号
山形県米沢市大町４丁目１番５－３号
債務者　吉田　哲也
１　決定年月日時　平成24年12月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第７１号
福島県会津若松市御旗町２番８号、前住所福島県会津若松市湯川町７番６号
債務者　岩田やす子
１　決定年月日時　平成24年12月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第８４号
福島県いわき市錦町鷺内１番地の25
債務者　渡辺　祐子
１　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（フ）第４１４号
埼玉県東松山市箭弓町２丁目７番35号
債務者　矢嶋　耕治
１　決定年月日時　平成24年12月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第４２２号
埼玉県行田市長野１丁目24番８号　マウンテンビューハイツＤ102
債務者　長谷川友紀子
１　決定年月日時　平成24年12月３日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２０８０号
名古屋市天白区島田４丁目1220番地　ウエルシーヒルズ102
債務者　吉村　幸代
１　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３４３号
愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字南東川161番地　４棟103号
債務者　大倉　麻実
１　決定年月日時　平成24年12月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第３８４号
愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字下山443番地
債務者　千田　昭夫
１　決定年月日時　平成24年12月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第７４号
三重県松阪市久保町997番地ファミリータウンむらた１Ｆ－Ｂ
債務者　中山さおり
１　決定年月日時　平成24年12月３日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第４０８号
大津市本丸町６番１―504号、前住所大津市大平二丁目31番３―508号、前々住所滋賀県栗東市下鈎1232番地36
債務者　中村　リカ
１　決定年月日時　平成24年11月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
大津地方裁判所民事部